

よくある質問

質問① 申請書の提出はどこに行いますか。

回答① 小田原市役所土木管理課管理係（本庁舎5階黄色通路9番窓口）です。

質問② 申請書類は何部提出が必要ですか。

回答② 正、副の2部提出が必要です。

質問③ 完了届は何部提出が必要ですか。

回答③ 1部です。

質問④ 着手届の提出は必要ですか。

回答④ 着手届は提出不要です。

質問⑤ 工期が許可された期間よりも延長しそうな場合、どうすればよいですか。

回答⑤ 工期延期の変更手続きが必要です。変更届を提出してください。

質問⑥ 工事の内容が変更になった場合、どうすればよいですか。

回答⑥ 変更届を提出してください。

質問⑦ 認定路線番号を知りたい場合、どうすればよいですか。

回答⑦ NAVI-0 を使用し認定路線番号を探るか、土木管理課管理係窓口でご確認ください。

質問⑧ 交通規制を行う場合は、土木管理課に申請するのですか。

回答⑧ 交通規制は警察の所管になります。

質問⑨ 自治会、商店街への工事の事前連絡は必要ですか。

回答⑨ 道路の交通への影響が長期にかかる場合（連続して4日以上）は口頭説明、短期の場合はポスティングで連絡を行ってください。